

「交流及び共同学習」委員会設置要項

1 目的

「インクルーシブな学校運営」の「基本的な考え方」を踏まえ、生徒に多様な「交流及び共同学習」の機会を提供するとともに、教職員の共同研修や情報交換等を促進し、障がいの有無にかかわらず、すべての生徒が多様な個性を認め合い、支え合いながら共に学んでいくことができる教育環境をつくる。

2 業務

- (1) 「インクルーシブな学校運営モデル事業」の推進
 - ・ 連携協議会、連携校との合同委員会の開催
 - ・ アンケート意識調査の実施・集計・分析
 - ・ 連携校との連絡・調整、教職員との情報共有、保護者・地域への情報発信
- (2) 「連携校の教育資源活用」実施要項の運用
- (3) 「共に学ぶ会」の実施
- (4) 「オンライン共同学習」の実施
- (5) 「共同学習ウィーク」の実施
- (6) インクルーシブな学校運営計画、「交流及び共同学習」全体計画の作成

3 委員の構成

- (1) 主幹教諭（委員長）
- (2) 教務部長
- (3) 研究部長
- (4) 生徒指導部長
- (5) 学科長
- (6) 学年主任
- (7) 特別支援教育コーディネーター
- (8) カリキュラム・マネージャー

4 会議の開催等

- (1) 委員長が会議を招集し進行する。委員会は月1回程度開催する。
- (2) 委員長が認めた場合、必要に応じて上記以外の教職員を委員に加えることができる。

5 委員の役割

- (1) 所掌部署に関係する業務を担当するとともに、部署内の連絡・調整を行う。
- (2) カリキュラム・マネージャーは連携校との連絡・調整に当たる他、必要な情報提供を行う。